田宮病院　介護医療院　サービス費等利用料一覧

令和 6年 8月 1日現在

1．田宮病院介護医療院サービス費等

サービスの種類	概要	料金
Ⅰ型介護医療院サービス費（Ⅰ）	基本サービス料金（医療・看護・入浴・排泄・整容・寝具交換・介護相談・おむつ料金等を含む）	
（ⅰ）（従来型個室）		
要介護1		721 円
要介護2		832 円
要介護3		1,070 円
要介護4		1,172 円
要介護5		1,263 円
（ⅱ）（多床室）		
要介護1		833 円
要介護2		943 円
要介護3		1,182 円
要介護4		1,283 円
要介護5		1,375 円
夜間勤務等看護加算Ⅳ	入所者20名に対し、看護職員及び介護職員が1名以上の配置をした場合	7 円
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、若年性認知症利用者を受け入れた場合	120 円
外泊時費用	入所者が連続して7日以上の入院や外泊を行った場合	362 円
試行的退所サービス費	退所が見込まれる入所者に対して、居宅において試行的に退所させ、当施設が居宅サービスを提供する場合	800 円
他科受診時費用	入所者が当該入所の原因となった傷病以外の疾病に罹患し、当施設以外での診療が必要となった場合	362 円
初期加算	入所した日から起算して30日以内の期間について算定	30 円
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が退所先の医療機関等に対し、栄養管理に関する情報提供を行った場合	70 円
再入所時栄養連携加算	入所者が医療機関に入院し、退院後再入所した際、入所時と比べて栄養状態などが大きく異なる場合に、医療機関の栄養管理士と施設の栄養管理しが連携し、栄養管理に関する調整を行った場合	200 円
退所前訪問指導加算	入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、退所後生活する居宅へ訪問し、療養上の指導を行った場合	460 円
退所後訪問指導加算	退所後30日以内に居宅に訪問し、療養上の指導を行った場合	460 円
退所時指導加算	入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、居宅での療養上指導を入所者及び家族等へ行った場合	400 円
退所時情報提供加算Ⅰ	退所後の主治医ないし、医療機関の医師に対して診療情報、心身の状況、生活履歴等を提供した場合	500 円
退所時情報提供加算Ⅱ		250 円

退所前連携加算	入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、居宅サービスを利用する場合において、退所に先立ち利用する居宅介護支援事業者へ診療状況を示す文書を提供し、かつ、当該事業者と連携して退所後の調整を行った場合	500 円
訪問看護指示加算	退所前に診療に基づき、指定訪問看護等に訪問看護指示書を交付した場合	300 円
経口維持加算Ⅰ	経口から摂取する者で、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師、管理栄養士等が共同して、会議等を行い、経口による継続的な食事摂取のための計画書を作成している場合	400 円 ／月
療養食加算	入所者等の病状に応じて、療養食を提供した場合	6 円 ／食
緊急時治療管理	入所者の病状が重篤となり救急救命医療が必要となった場合において、緊急的な治療管理を行った場合	518 円
特定治療	医科診療報酬点数表に定める点数	
安全対策体制加算	安全対策を実施する体制が整備されている場合	20 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員の介護福祉士の割合・長期雇用職員の割合・常勤職員割合等により該当する加算を算定	18 円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護職員の処遇改善を目的に基準に適合している施設が、入所者に対しサービスを行った場合	（基本料金+加算料金）×0.036
感染対策指導管理	常時感染対策を行う場合	6 円
褥瘡対策指導管理Ⅰ	常時褥瘡対策を行う場合	6 円 ／月
褥瘡対策指導管理Ⅱ		10 円 ／月
初期入院診療管理	診療方針を定めて文書で説明した場合	250 円
重症皮膚潰瘍管理指導	重症な皮膚潰瘍を有していいる入所者に対し、計画的な医学管理を継続して行い、かつ療養上必要な指導を行う場合	18 円
医学情報提供Ⅰ	診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合	220 円
医学情報提供Ⅱ		290 円
理学療法（Ⅰ）	入所者に対し理学療法を個別に行った場合	123 円
理学療法（Ⅰ）（減算）		86 円
理学療法リハビリ体制強化加算		35 円
作業療法	入所者に対し作業療法を個別に行った場合	123 円
作業療法（減算）		86 円
作業療法リハビリ体制強化加算		35 円
短期集中リハビリテーション	入所日から3ヶ月以内の期間、20分以上の個別リハビリを1週間概ね3回以上実施した場合	240 円
認知症短期集中リハビリテーション	認知症の診断をうけた入所者に対し、入所日から3ヶ月以内の期間に、集中してリハビリを実施した場合	240 円
精神科作業療法	入所者に対し精神科作業療法を個別に行った場合	220 円
認知症老人入院精神療法	認知症老人入院精神療法を行った場合	330 円

※　上記利用料は、1割負担の場合の金額です。

※　金額の隣に特に記載がない項目については、1日につきの金額です。

※　保険給付の負担金については、負担割合分の合計額が一定上限額を超えた場合には、世帯の状況に応じて超えた分が申請により払い戻される制度が適用になります。

詳しくは、各市町村の窓口でご確認ください。

2. 居住費・食費自己負担額一覧

① 居住費　多床室　400円　　個室　1,770円
居住費の負担限度額は、本人及び世帯の収入により異なります。

② 食費　　1日　1,850円 （朝、昼、夜）
食費の負担限度額は、本人及び世帯の収入により異なります。

		居住費		食費	下記に該当する方は、ご本人の住所地の市町村役所に申請し、**「介護保険負担限度額認定証」**を受け、窓口へご提示ください。
		多床室	個室		
負担限度額	第１段階	0 円	550 円	300 円	（市町村民税非課税者・老齢福祉年金受給者等）
	第２段階	400 円	550 円	390 円	（市町村民税非課税者で年金収入額等80万円以下）
	第３段階①	400 円	1,370 円	650 円	（市町村民税非課税者で年金収入額等80万円超120万円未満）
	第３段階②	400 円	1,370 円	1,360 円	（市町村民税非課税者で年金収入額120万円超）
	第４段階	400 円	1,770 円	1,850 円	